

広島県電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

広島県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額	
ワイヤー ハーネス	結束のテープ巻き	テープの長さが30ミリメートルで、2回半巻きのもの	1か所につき	85銭
	コネクタの挿入(コネクタの指定の位置にリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むものをいう。)	自動車用で、長さが1,500ミリメートル以下の電線について行うもの	1か所につき	53銭
		自動車用で、長さが1,500ミリメートルを超える電線について行うもの	1か所につき	61銭
		自動車用以外の電線について行うもの	1か所につき	38銭
基 板	部品の挿入	2本のリード線について行うもの	1個につき	68銭
	はんだ付け(手はんだによるものに限る。)	集積回路及びコネクタについて行うもの	1か所につき	39銭
		集積回路及びコネクタ以外の部品について行うもの	1か所につき	73銭
基板以外	部品とリード線のはんだ付け(手はんだによるものに限る。)		1か所につき	1円30銭

4 効力発生の日

令和8年7月19日